

# 障がい児保育の基礎 (2016年1月27日初版2刷)

## 正誤表

各法令の改正等により下記のとおり訂正いたします。

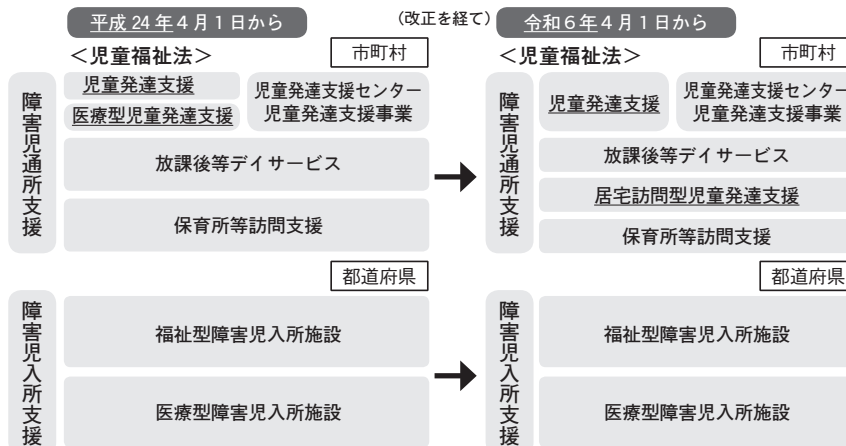
正誤箇所	誤	正
p.22 7行目	この他にも13トリソミー(エドワーズ症候群)や18トリソミー(パトー症候群)などがあります。	この他にも13トリソミー(パトー症候群)や18トリソミー(エドワーズ症候群)などがあります。
p.27 「2. 新生児マスキング検査」5行目	甲状腺機能低下症、副腎皮質過形成症の6つです。	甲状腺機能低下症、副腎皮質過形成症等、20種類です。
p.28 「check」	母子健康法	母子保健法
p.34 「2. 発達障がい」5行目	であって、その症状が通常低学年において発現するもの」…	であってその症状が通常低年齢において発現するもの」…
p.59 下から6行目	児童相談所、子ども家庭支援センターが専門に…	児童相談所、児童家庭支援センターが専門に…

### p.63の下から5行目～p.64の12行目まで

……いずれかで行うこととなります。さらに、2022(令和4)年の改正では、「児童発達支援」と「医療型児童発達支援」が一元化されました。改正児童福祉法第6条の2の2第1項では「障害児通所支援とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう」となっています。

ここでいう「児童発達支援」とは、通所利用の障がい児やその家族に対する支援に加えて医療の提供を行います。これまでの「肢体不自由児通園施設」、「重症心身障害児(者)通園事業」は、「医療型児童発達支援センター」を経て、「児童発達支援センター」に一元化されることとなります。「放課後等デイサービス」とは、学校就学中の障がい児に対する放課後や夏休み等の居場所や生活能力向上のための訓練等を行うもので、これについてはNPOや企業でも行うことができます。「居宅訪問型児童発達支援」とは、外出することが困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的

### p.64 図表 4-3



図表 4-3 障がい児を対象としたサービス

出典) 厚生労働省「障害者自立支援法のサービス利用について」(2012年4月版)より一部改変

な動作の指導等、生活能力向上のために必要な訓練を行います。「保育所等訪問支援」とは、訪問により保育所等における集団活動の適応のための専門的な支援の提供などが目的となっています。

2020(令和2)年には「福祉型児童発達支援センター」(旧法)は全国に642か所、「医療型児童発達支援センター」(旧法)は95か所あります。事業所数は放課後等デイサービス事業は15,519、居宅訪問型児童発達支援事業は172、保育所等訪問支援事業は1,582となっています(令和2年度「社会的福祉施設等調査」厚生労働省)。

正誤箇所	誤	正
p.67 「1. 保育所」1行目	保育所は厚生労働省が…	保育所はこども家庭庁が…
p.71 「2. 児童家庭支援センター」3行目	児童福祉法第44条の2では、「地域の児童の福祉に関する全般の問題について」…	児童福祉法第44条の2では、「地域の児童の福祉に関する各般の問題について」…

正誤箇所	誤	正
p.71 「2. 児童家庭支援センター」7行目 (設置運営要綱)	指導、④関係機関等…	指導、④里親等への支援、 ⑤関係機関等…
p.73 下から7行目	(理学療法士および作業療法士法)	(理学療法士及び作業療法士法)
p.74 「2. 福祉関係者」5行目	(社会福祉士および介護福祉士法)	(社会福祉士及び介護福祉士法)
p.76 「この章での学びの確認」2行目	児童相談所、子ども家庭支援センターなど…	児童相談所、児童家庭支援センターなど…
p.76 「参考文献」	、ひとなる書房	、ちいさいなかま社
p.100 5行目	『保育所保育指針解説書』 <sup>2)</sup> にも、「子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることの心地よさを味わい、保育士等への信頼を拠りどころとして、心の土台となる個性豊かな自我を形成していきま	『保育所保育指針解説』 <sup>2)</sup> にも、「子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることの心地よさを味わい、保育士等への信頼を拠りどころとして、心の土台となる個性豊かな自我を形成していきま
p.115 下から8行目	児童相談所や児童発達センター…	児童相談所や児童発達支援センター…

正誤箇所	誤	正
p.121 14行目 (2017年の保育所保育指針の改定に伴い修正)	発達を理解する一つの手だてに、保育所保育指針に示されている(中略)ことを踏まえて参考にしましょう。	先に述べたとおり、発達には道筋や順序性がありますが、「保育においては、子どもの育つ道筋やその特徴を踏まえ、発達の個人差に留意するとともに、一人一人の心身の状態や家庭生活の状況などを踏まえて、個別に丁寧に対応していくことが重要である」 <sup>1)</sup> と『保育所保育指針解説』にも示されていることを十分に踏まえ、子どもの発達を理解していきましょう。
p.144 14行目 (幼稚園教育要領)	「障害のある <u>幼児</u> の指導…	「障害のある <u>幼児</u> などへの指導…

※上記引用元の訂正に伴い、p.185～186の「本書引用・参考文献」を以下に修正。

- 【第6章】 1) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2018、p.33  
2) 厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館、2018、p.16  
【第7章】 1) 厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館、2018、p.14